平成 24 年 2 月 3 日

各　　位

髙 木 証 券 株 式 会 社
取締役社長　吉　原　康　夫

証券取引等監視委員会による当社元顧問に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元顧問による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

金融商品市場の公正性を確保すべき立場である当社において、このような事態が発生したことを厳粛に受け止めるとともに、お客様をはじめ当社株主様ならびに関係者の方々に大変なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

１．勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令対象者である元顧問は、その職務に関し、①当社の平成 23 年 3 月期第 2 四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として 55 億 9,000 万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、当社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②当社の業務執行を決定する機関が平成 23 年 3 月期の中間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③当社の同期の期末配当について、平成 22 年 7 月 28 日に公表された予想値は 3 円であったのに対し、当社が新たに算出した予想値は 0 円となり、公表された直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、上記各事実の公表がされた平成 22 年 10 月 26 日午後 3 時ころより前の同月 22 日午前 9 時 4 分ころから同月 26 日午後零時 32 分ころまでの間、自己の計算において、当社株式合計 42,000 株を売付価額合計 450 万 8,000 円で売り付けたものであります。

この行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められたものであります。

２．勧告の概要

上記の違法行為に対し、当社元顧問が金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、131 万円であります。

３．今後の対応

元顧問に対しては、本件の重要性および当社に対する信頼を著しく損なうこととなったことを考慮し、法的措置の検討も含め、厳正な姿勢で臨む所存であります。

４．再発防止について

当社では、内部者取引に係る社内規程等を整備のうえ、自社株式売買時の事前承認手続きの実施など、自社株式の売買に関しては厳格な運用を行うとともに、コンプライアンス・マニュアルの徹底等により内部者取引防止に係る教育・研修を日常より行い、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。さらに、当社に関わる全役職員に対し、職業倫理の理解とその遵守に対する自覚と責任を持たせ、自己規制の心を植え付けることを目的として、毎年、「倫理規程」を遵守する旨の宣誓書の徴求も行ってまいりました。しかしながら、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、当社はこの事実を重く受け止め、現行の社内諸規程やコンプライアンス教育、情報セキュリティ管理態勢の検証を行うとともに、役職員への職業倫理に対する意識付けおよび遵守意識醸成を図るうえで実効性ある手段を検討、実施し、再発防止に努めてまいります。

以　上